

# エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う 低所得世帯支援給付金(追加分)

**対象** 世帯全員が令和5年12月1日時点で潮来市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯  
 ※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除きます。  
 ※他自治体との重複受給はできません。  
 ※他にも条件があります。詳細はお問合せください。

**支給額** 1世帯あたり7万円

**支給開始** 2月上旬(予定)

**申請方法** 対象と思われる世帯には、1月下旬から順次、「確認書」を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。  
 ※世帯の中に未申告者がいる場合は、住民税の申告後、該当する場合には申請書を添付書類とともにご提出ください(郵送可)。※詳細は市ホームページをご覧ください。

**申請期限** 3月15日(金)



市ホームページ



【お問合せ】社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391

## 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・譲渡・盗難等により登録の軽自動車を所有しなくなった場合は、3月末日までに廃車手続きが必要です。手続きが遅れると、令和6年度も課税されることがありますのでご注意ください。納税通知書は、5月上旬に発送します。

※平成28年度から、最初の新規検査から13年経過した三輪・四輪の軽自動車について、重課税が導入されました。

令和6年度の重課対象：  
平成23年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(車検証に記載の初度検査年月が「平成23年3月」以前)



### 【税額】

車種内容		税額	
原付	一種(50cc以下)	2,000円	
	二種(90cc以下)	2,000円	
	二種(125cc以下)	2,400円	
軽自動車	二輪	3,600円	
	三輪	3,900円	
	四輪	乗用(自家用)	10,800円
		貨物(自家用)	5,000円
		乗用(営業用)	6,900円
		貨物(営業用)	3,800円
ボート・トレーラー	3,600円		
二輪の小型自動車		6,000円	
小型特殊	農耕用	二輪	2,400円
		四輪(1000cc以下)	3,000円
	その他	四輪(1000cc超)	3,900円
		その他	5,900円
ミニカー		3,700円	

【お問合せ】税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132~134